

令和3年度
一般社団法人山口県介護支援専門員協会
代議員総会

日時：令和3年5月29日（土）

午後1時から午後2時30分まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール（WEB開催）

も く じ

総会次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

全国大会について

上程議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度決算報告について

第3号議案 令和3年度事業計画(案)について

第4号議案 令和3年度収支予算(案)について

第5号議案 定款変更について

各地域協(議)会連絡先名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領・・・・・・・・ 57

総 会 次 第

1 開会

2 報告事項

全国大会について

3 上程議案

- 第1号議案 令和2年度事業報告について
- 第2号議案 令和2年度決算報告について
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和3年度収支予算(案)について
- 第5号議案 定款変更について

4 閉会

報 告 事 項

全国大会について

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。

第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会

全国大会 in 山口

令和3年度一般社団法人日本介護支援専門員協会中国ブロック研修会

「対人援助の本質を問う！」

～「原点復帰」2040年を見据えたケアマネジメントとは～

※当日は、内容等が一部変更となる可能性もございます。ご了承ください。

1 趣旨

2000年施行の介護保険制度は、「走りながら考える」と表現した言葉に象徴される通り、近年は人生会議、地域包括ケア推進、共生社会、介護離職防止などの社会的背景も次々に提示され、介護支援専門員に課せられる職務内容は拡大の一方にあります。その反面、介護支援専門員の裁量は縮小され続けている実情があります。

制度改正のたびに、書類作成をはじめとする様々な義務が課せられていますが、我々介護支援専門員が身につけるべきは、そのような方法論ではなく、クライアント(利用者)とその家族、関係機関をも含めた)に向き合い、エンパワメントを目標とするプロセスの相互作用で支援していく実践力と、援助の方向性を見出すためのアセスメント面接を行える臨床力にあるはずではないでしょうか。

そこで、第15回の大会テーマを「対人援助の本質を問う！」～「原点復帰」2040年を見据えたケアマネジメントとは～」としました。

「原点復帰」をキーワードに、介護保険法が施行され「二十歳」を越した今、支え合うことの「価値」をここであらためて問い直してみませんか。

2 テーマ

「対人援助の本質を問う！」

～「原点復帰」2040年を見据えたケアマネジメントとは～

3 主催・共催

【主催】

一般社団法人日本介護支援専門員協会

【共催】

一般社団法人山口県介護支援専門員協会(開催県)

一般社団法人広島県介護支援専門員協会、特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会

一般社団法人岡山県介護支援専門員協会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会(予定)

4 開催日程

1日目 令和3年8月28日(土) 受付 11:00～ 開始 12:00～

2日目 8月29日(日) 受付 9:00～ 開始 9:30～

5 開催場所

KDDI 維新ホール 山口県山口市小郡令和一丁目(建設中)

6 定員

※受講後、課題を提出された方に修了証明書を発行します
(注)変更受講要領を研修終了で申請を行います。詳細については4月末頃に大会HPに掲載します。)

会場：800名 オンライン：2,000名

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響が見えない状況であることから、オンラインツール「Zoom」を併用した開催となります。

7 参加費

事前登録	日本介護支援専門員協会会員	会場参加	8,000円
	一般(非会員)	オンライン参加	16,000円

当日	日本介護支援専門員協会会員	会場参加	10,000円
	一般(非会員)	オンライン参加	20,000円

8 後援(予定) 順不同

厚生労働省、山口県、山口市、日本ケアマネジメント学会、山口県社会福祉協議会、山口県社会福祉事業団、山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会、山口県看護協会、山口県栄養士会、山口県福祉社士会、山口県介護福祉士会、山口県理学療法士会、山口県作業療法士会、山口県歯科衛生士会、山口県病院協会、山口県訪問看護ステーション協議会、山口県言語聴覚士会、山口県医療ソーシャルワーカー協会、山口県精神保健福祉士協会、山口県老人福祉施設協議会、山口県老人保健施設協議会、山口県デイサービスセンター協議会、山口県老人デイケア協議会、山口県訪問介護事業所連絡協議会、山口県地域包括、在宅介護支援センター協議会、山口県福祉用具協会、山口県国民健康保険団体連合会、山口県宅老所・グループホーム協会

9 開催スケジュール

1 日目 令和3年8月28日(土)

11:00	受付開始
12:00	開会セレモニー(予定)
12:25	開会式 開会宣言 主催者挨拶 日本介護支援専門員協会会長・山口県介護支援専門員協会会長 来賓祝辞(予定) 厚生労働省、山口県知事、山口市長
13:10	基調講演 講師：厚生労働省
14:10	休憩・展示物閲覧
14:25	日本介護支援専門員協会 活動報告 日本介護支援専門員協会 会長 ケアマネ川柳表彰式・永年表彰式
15:15	記念講演 「対人援助の本質を問う！」～「原点回帰」～ 講師：日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 渡部 律子 氏
16:15	休憩・展示物閲覧
16:30	シンポジウム 「あと一歩前に進むために(仮)」 シンポジスト(調整中) 山口県介護支援専門員協会、広島県介護支援専門員協会 島根県介護支援専門員協会、岡山県介護支援専門員協会
18:10	助言者 日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 渡部 律子 氏
18:30	お楽しみ抽選会 1日目終了

2 日目 令和3年8月29日(日)

9:00	受付開始
9:30	分科会 第1分科会 対人援助の本質を深める(ケアマネジメント・スーパービジョン) 第2分科会 最終まで自分らしく暮らす(人生会議・意思決定支援) 第3分科会 2040年を見据えた介護支援専門員の在り方(ICT・生産性向上) 第4分科会 予測を超えた時代に対応するために(災害・感染症対策)
11:30	休憩・展示物閲覧・移動
11:45	教育講演
12:45	講師：一般社団法人 広島県介護支援専門員協会 会長 落久保 裕之 氏 閉会式・次年度開催地挨拶
13:00	大会終了

※ 大会終了後に、全プログラムの動画を配信します。(9月上旬配信予定)

※ 参加者全員に動画掲載ホームページのURL、視聴用IDをお知らせします。講演やシンポジウム、全ての分科会をご覧ください。

※ 研修内容、分科会等の時間が一部変更となる可能性もございます。予め、ご了承下さい。

10 分科会内容 令和3年8月29日(日)

第1分科会

テーマ	対人援助の本質を深める(ケアマネジメント・スーパービジョン)
趣旨	対人援助の目的は、利用者に「より良い支援を提供すること」です。 私たち介護支援専門員は、利用者一人ひとりの暮らしや人生に深く関わり、利用者自身が問題解決に向かおうとする歩みを意図的な介入により専門的に支援します。暮らしや人生は多様であり、必然的にその課題やニーズの解決策、ゴールの在り方は一層多様性を増します。当事者以外がその良しあしを語り、「より良い支援」を言語化するのには大きな困難を伴います。 また、人の暮らしには葛藤がつきまといえます。その暮らしの困難さを支援する私たちに、利用者のジレンマに加え、自身が抱えるジレンマにも立ち向かう必要が生じます。尾崎新(1948年-2010年、当時立教大学教授)は「多くのケースワーク論が共通に強調してきた概念に、『自己覚知』がある。…(中略)…援助関係では、援助者の感情などが重要な意味をもつ。また、感情の持ち方・表現の仕方にも、各援助者によって異なる個性が表れることが自然である。このような援助者の個性や持ち味は、援助関係を自然なものとする上でも…(中略)…生かされてよい」(『ケースワークの臨床技法―「援助関係」と「逆転移」の活用―』1994年)と述べており、「より良い支援」を検証する際には、支援者自身の情動と、その対象者との相互交差も重要です。 更には、人材育成の手法であるスーパービジョンも対人援助と相違なく、むしろスパイラルを生じ、利用者へ提供される「より良い支援」と密接な関係性にあります。 第1分科会では、専門職として人を援助するということはどういうことか、何をもってよとするとするのかという『対人援助の本質』を深めていきます。実践者が自身の支援を振り返り、客観的評価を他者に伝えることの価値を、みなさまと一緒に考える場にしたいと思います。
キーワード	①ケアマネジメント ②スーパービジョン ③ケアマネとしての成長 ④自己覚知 ⑤人材育成・確保 ⑥その他

第2分科会

テーマ	<p>最期まで自分らしく暮らす(人生会議・意思決定支援)</p>
趣旨	<p>地域包括ケアシステムの構築や、地域共生社会の実現を目指すなか、私たち介護支援専門員は今何ができるのでしょうか。社会生活の中で認知症高齢者の自己決定に関わる問題は、認知症の長期ケアにおける人権擁護という視点で重要な課題です。自らが適切に判断できない場合には、権利擁護や意思決定支援の重要性が高まっており、意思決定の支援も行わなければなりません。終末期や人生の最終段階において看取りを行う際には、人生会議を開催し、意思決定につながるものを共通認識することも必要になってきます。利用者の想いに耳を傾け、願い、希望、価値観をどう受け取り、中重度者の要介護者も含めて住み慣れた地域で適切な医療・介護との連携体制も整備し役割を果たすのかを私たち介護支援専門員は考えていかなければなりません。</p> <p>また、制度をまたいで多職種が連携していくチームアプローチを作り上げることも必要とし、地域ケア会議など身近な会議を活用してネットワークを強化することも必要ではないでしょうか。</p> <p>第2分科会では、地域での認知症のケアの在り方や、在宅医療(入退院時、夕一ミナル期も含む)の意思決定支援の在り方や、多職種での連携の工夫事例、インフォーマルサームスの活用など、各発表を通して議論したいと思います。</p>
キーワード	<p>①人生会議(ACP) ②意思決定支援 ③チームケア ④看取り ⑤認知症 ⑥その他</p>

第3分科会

テーマ	<p>2040年を見据えた介護支援専門員の在り方(ICT・生産性向上)</p>
趣旨	<p>介護支援専門員が関わる分野のみならず、介護現場では、専門資格を持つ職種が事務的な業務も行っており、効率化の余地が少なくありません。中でも、文書関連の業務は大きな負担となっています。</p> <p>国や自治体に提出する文書の中には、押印や原本証明の添付が必要だったり、提出方法が指定されていたり、また、様式が自治体ごとに異なっていたり、非常に手間がかかっている実情があります。</p> <p>この文書作成にかけている時間を本来の支援に充てることが出来れば、利用者に寄り添い、介護支援専門員自身も対人援助職として高めていきながら、支援ができるのではないのでしょうか。</p> <p>国の中でも、行政が求める帳票等の文書量を半減することが「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」(2016年6月2日閣議決定)で示され、その後、社会保障審議会の介護保険部会で2020年代初頭までを目標とする工程表が策定されました。2019年末には「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が中間取りまとめを行い、簡素化に加えデジタル化やICT化など、今後の取り組みにも言及しています。</p> <p>今回の介護報酬改定の中でも、居宅介護支援において、一定のICT(AIを含む)の活用、または事務職員の配置を行っている事業者については、通減制の適用を45件以上(現行は40件以上)からとすることが決まったところです。</p> <p>第3分科会では、「2040年を見据えた介護支援専門員の在り方」をテーマに、介護支援専門員が対人援助職としての成長をしていくために、いかに業務効率化を目指すのか、生産性向上を図っていくのかということを考えていけたらと思います。</p>
キーワード	<p>①ICT ②生産性向上 ③運営管理 ④業務効率化 ⑤多職種連携 ⑥その他</p>

第4分科会

テーマ	予測を超えた時代に対応するために(災害・感染症対策)
趣旨	<p>災害における心構えはあるものの、その種類によって準備することや避難場所等に違いがあります。的確な対応を行うためにも、日ごろのアセスメントでどれだけ利用者を把握しているかも重要なことと思います。</p> <p>一方で予測を超える災害も毎年のように起きているのも事実です。更には今まで経験したことのない新型コロナウイルスの感染拡大。私たちケアマネは、利用者の安全な生活を支え、その支援を行う自分自身も守らなければなりません。</p> <p>第4分科会では、「予測を超えた時代に対応するために」をテーマに、日々の情報を入手し、また多職種や行政とも協力しながら私たちケアマネができること、しなければならぬことを一緒に考え、ケアマネとしての役割を今いちど認識できる機会としたいと思います。</p>
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策 ②感染症 ③新型コロナウイルス ④リスクマネジメント ⑤災害への備え ⑥その他

1.1 会場参加

- 定員：800名 ※新型コロナウイルス感染症の状況により定員は変動する場合がございます。
- 会場：KDDI 維新ホール 山口県山口市小郡令和一丁目（建設中）

【会場参加に関する注意事項】

- 参加申込にあたっては「1.3 参加申し込み等」をご確認いただき、お手続きをお願いします。
 - 感染拡大防止策として、県内外でエリア(座席指定)を分けてご案内いたします。各会場の「感染拡大防止ガイドライン」に沿って開催いたします。
 - 会場参加者は、マスク着用・手指消毒等の感染予防対策及び、「健康状態申告書(指定様式・後日通知)」を受付にてご提出ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、会場参加をエリア制限させていただく場合は、「オンライン参加」に切り替えていただきますようメールにてご案内いたします。なお、大会終了後、全プログラムの動画を掲載したURL(一定期間視聴可能)を参加者へメールにてご案内する予定です。
- ※大会当日に体調不良を感じた方におかれましては、ご来場を控えていただき、後日、大会の動画をご覧ください。

1.2 オンライン参加

- 定員：2,000名 ※全国から多数のお申込み、ご参加をお待ちしております。
- オンラインツール「Zoom」を活用した開催・参加となりますので、ご自宅や勤務先のデバイス(パソコン、タブレット)からご参加いただけます。

【オンライン参加に関する注意事項】

- メインホールでの講演、分科会等を当日ライブ配信いたします。オンライン参加の場合、分科会の選択はできません。大会終了後、全プログラムの動画を掲載したURL(一定期間視聴可能)を参加者へメールにてご案内する予定です。
- 当日ご使用されるデバイスにオンラインツール「Zoom」をインストールしていただくなど「事前準備」が必要となります。申込完了後に、別途メールにてご案内させていただきますので、ご準備をお願いいたします。
- インターネット環境(有線LANケーブル・Wi-Fi 環境)について
 ※Zoomのビデオ会議は1時間あたり約800mbの通信容量を消費します。
 自宅や職場でのWi-Fi環境下での参加を推奨するとともに、通信環境の安定性の確保のため、有線LANケーブルを繋いだ状態でのパソコンからの参加をより強く推奨します。
- ※通信料は、参加者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。
- 通信の不具合や何らかの理由で通信が中断してしまう場合もございます。その場合は、再度入室してください。

1.3 参加申し込み等

大会参加・宿泊のご案内

ご挨拶

この度、山口県にて開催されます「第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 全国大会 in 山口」へのご参加を心より歓迎申し上げます。

ご参加されます皆様方の大会参加・宿泊の申し込み受付を株式会社JTB山口支店にて担当させていただきますこととなりました。

つきましては以下ご案内を参照のうえ、お早めにお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

株式会社JTB 山口支店
支店長 多田 望

お申込方法・お支払等のご案内

1. 大会参加について

- 日 時：令和3年8月28日(土)～8月29日(日)
- 場 所：KDDI維新ホール 山口県山口市小郡令和一丁目(建設中)
- 大会参加費：参加費につきましては以下の表の通りとなります。

事前登録	日本介護支援専門員協会会員		8,000円
	会場参加	オンライン参加	会場参加
一般(非会員)	会場参加	オンライン参加	16,000円

当日	日本介護支援専門員協会会員		10,000円
	会場参加	会場参加	会場参加

※お申込後、既にお振込み又はクレジットカードで決済されました参加費の払い戻しは行いません。
 ※オンライン参加は事前登録のみの受付となります。

2. 宿泊について(株式会社JTB山口支店の募集型企画旅行となります)

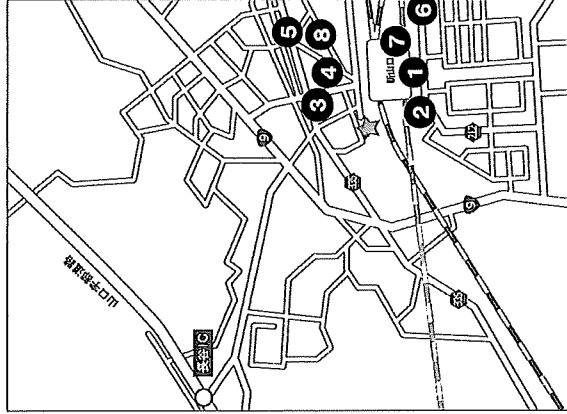
- 宿泊取扱日 令和3年8月27日(金)・28日(土)
- 部屋条件 シングル(1名室1利用)・ツイン(2名1室利用) バスト1レ付
- 食事条件 1泊朝食付
- ご旅行(宿泊)代金 1泊1名様あたりの料金で、諸税・サービス料金を含んでいます。
- 最少催行人員1名・添乗員は同行しません。

地図番号	施設名	部屋タイプ	ご旅行代金 (シングル利用)	ご旅行代金 (ツイン利用)
①	山口グランドホテル	シングル・ツイン	9,500円	9,500円
		ダブル	11,500円	—
②	東横イン新山口駅前新幹線口	シングル	6,500円	—
③	ホテルアルファワン小郡	シングル	7,500円	—
④	コンフォートホテル新山口	シングル	10,000円	—
⑤	ロイヤルイン新山口	シングル	7,500円	—
⑥	ホテルアムゼ新山口	シングル	6,000円	—
⑦	ホテルアクティブ1山口	シングル	7,000円	—
⑧	新山口ターミナルホテル	シングル	7,000円	—
⑨	ホテルニュータナカ	シングル	10,000円	—
⑩	ホテルルートイン山口湯田温泉	シングル	9,500円	—
⑪	グリーンリッチホテル山口湯田温泉	シングル	9,500円	—
⑫	ホテル暮長久	シングル	9,500円	—

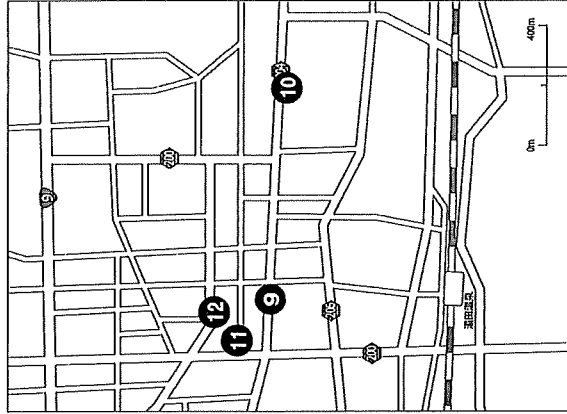
- (1)ホテルは申込→支払→申込完了となります。
 - (2)寮煙・喫煙ルームの希望は承りますが、確約はできませんのでご了承ください。
 - (3)朝食が不要な場合でも返金はございません。
 - (4)個人動走及びこれに伴うサービス料と諸税は各自ご精算願います。
- ※新山口駅から湯田温泉駅へはJRで約20分かかります。(本数は概ね30分に1本)

●ホテル案内図 ★開催場所

<新山口駅周辺 ホテルマップ>



<湯田温泉 ホテルマップ>



3. お申込期間

令和3年5月1日(土) 9:00 ~ 7月20日(火) 17:00

4. お申込方法・お支払方法について

- 1. 大会参加・宿泊のお申込

お申込は大会専用ホームページ(インターネット)からのお申し込み下さい。

申込開始日 令和3年5月1日(土)
申込締切日 令和3年7月20日(火)

■インターネットでのお申込について

下記ホームページからお申し込みができます。

大会専用HP <http://y-cma.extrem.ne.jp/inuyama/>

山口県介護支援専門員協会

検索



※リンクを貼っています。

↑こちらからもお申し込みできます↑

お申込み方法:上記URLよりお申込下さい。

お支払い方法:①クレジットカード決済/クレジットカード情報を入力して頂きますと、お支払が完了致します。

②銀行振込/お申込後に表示されます請求額を指定口座へお振込下さい。

(振込手数料はお客様ご負担となります。予めご了承下さい)

※領収証につきましては、振込の控をもってかえさせていただきます。

5. 参加証等の送付について
 大会参加証、宿泊確認書等につきましては、大会2週間前頃までに申込者宛にお送りします。
 ※大会2週間前を過ぎても書類等が届かない場合は、お手数ですが弊社までご連絡ください。

6. 取消・変更のご案内
 取消・変更の場合は、インターネットにてお早めのご連絡をお願いいたします。
 ※変更・取消につきましては、聞き違いや混乱を避けるため、お電話の受付は致しませんので予めご了承ください。
 【参加費】 参加費のご入金後の返金はできませんので予めご了承ください。
 【宿泊】 弊社営業日・営業時間内での受付となりますので、ご注意ください。
 ※宿泊の取消・変更につきましては1名様につき以下の料金を申し受けます。

契約解除の目	取消料(お1人様)
1. 21日目にあたる日以前の解除	無料
2. 20日目にあたる日以降の解除(3～6を除く)	旅行代金の20%
3. 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5. 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

7. 個人情報の取り扱いについて
 お申込みに際し、ご記入いただく個人情報に関しましては、私共が運営業務をサポートする本大会に係る目的以外での利用は行いません。個人情報の管理については万全の体制で随んでおります。

14 問合せ先及び申込先など

【大会運営等に関するお問い合わせ】

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
 住所: 〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館4階
 TEL: 083-976-4468 FAX: 083-976-4469
 E-mail: kaisenkyo@y-cma.jp

【参加申込・宿泊の問い合わせ】

株式会社 JTB 山口支店「日本介護支援専門員協会全国大会」係
 住所: 〒754-0002 山口市小郡下郷1234-2 SMILE 新山口ビル5階
 営業時間: 月～金曜日 9:30～17:30(土日祝日休業)
 TEL: 083-976-2306 FAX: 083-976-2301
 Eメール: taikai2.yamaguchi@jtb.com (5/1より開設)
 総合旅行業務取扱管理者: 住田 洋

承認番号 AFH2002579

2 旅行条件書 要約(募集型企画旅行契約)

お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をご確認いただき、期間に内容をご確認の上お申込み下さい。
 旅行条件書(全文)は当社のホームページにてご覧下さい。(http://www.jtb.co.jp)

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB(東京都品川区東品川2丁目3番11号) 観光庁長官登録旅行業第64号以下(当社)というが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件書、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の類によりります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金全額を受理したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(もしくは当社が指定する期日まで)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会員のカード会員である場合、お客様の氏名なくして旅行代金、取消料、追加費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、各種所記載の金額を取消料として申し受けます。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等費、このれらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しいたしません。(コースに言及されない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約款別特約補償特約に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の各額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 ・死亡補償金:1500万円・入院見舞金:2～20万円・通院見舞金:1～5万円・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(但し、身体外傷から発生する損害を限ります。)
 ・旅行外傷から発生する損害を限ります。ただし、被災した参加者から発生する損害を限ります。*見舞みです。
 ただし、慣習性食物申請は含まれません。*見舞み事項。

●「運送契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社提携クレジットカード会員のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「運送契約」といいます。))を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
 (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を郵送したとき(但しE-mail 等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号、カード有効期限」等を通知して頂きます。
 (2) 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は運送契約を解除し、規定の取消料と同額の返送料を申し受けさせていただきます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病氣・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、お問合せください。

●車載等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込前記のご旅行条件、旅行条件は2021年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2021年3月1日現在の有効な運賃・料率を基準として算出してまいす。

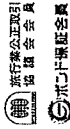
●個人情報取扱について

旅行先において、病氣・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な国内旅行保険に加入することを勧めます。詳細については、お問合せください。

●旅行条件、旅行代金の基準

この旅行条件は2021年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2021年3月1日現在の有効な運賃・料率を基準として算出してまいす。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う部署所属の取組に責任を負う。この旅行の契約に取組担当者からの期間に責任を負う。お申し込みから、出発直前までの旅行業務取扱管理責任に御負担ください。



旅行企画・実施(株) JTB 山口支店
 観光庁長官登録旅行業第64号
 日本旅行業協会 正会員

第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
全国大会 in 山口 収支補正予算(案)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

収入の部

(単位：円)

科 目		当初 予算額	補正後 予算額	摘 要
大区分	中区分			
1 参加費収入	1 参加費収入	8,200,000	13,730,000	参加費(会員)@8,000×1,700名 ※オンライン含む 13,600,000 参加費(一般)@16,000×5名 80,000 当日参加費(会員)@10,000×5名 50,000 当日参加費(一般)@20,000×0名 0
2 協賛等収入	1 出展料収入 2 広告収入	2,270,000	1,120,000	出展料(広告掲載3万以上の企業) 0 大会誌広告収入 1,120,000
3 補助金収入	1 補助金収入	1,200,000	1,100,000	日本協会補助金 1,000,000 山口観光コンベンション協会助成 100,000
4 その他収入	1 雑収入	0	0	預金利息等 0
5 懇親会参加費	1 参加費収入	2,400,000	0	参加費 ※開催なし 0
収入合計		14,070,000	15,950,000	

支出の部

(単位：円)

科 目		当初 予算額	補正後 予算額	摘 要
大区分	中区分			
事業費支出	1 諸謝金	720,000	910,000	講師、司会者、アトラクション謝金
		660,000	790,000	講師、司会者、アトラクション旅費、宿泊費
	2 役員日当旅費	1,277,000	768,000	実行委員日当・旅費、宿泊費
	3 消耗品費	480,000	762,500	看板、事務用品等
	4 印刷製本費	3,691,000	4,032,000	大会要綱、大会資料印刷代等
	5 通信運搬費	910,000	1,410,500	HP、電話代、郵送代等
	6 会議費	334,000	562,000	実行委員会湯茶代、講師、委員昼食代
	7 賃借料	2,438,000	1,777,600	全大会会場代、機材賃借料、分科会場、運営委員会議室等
	8 業務委託費	1,000,000	4,625,000	旅行会社、オンライン配信料、ネットワーク保守料
	9 雑費	160,000	312,400	花代、その他(手数料等)
	10 懇親会費	2,400,000	0	
支出合計		14,070,000	15,950,000	

上 程 議 案

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和2年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和2年度事業報告

13ページ

第 2 号議案 令和 2 年度決算報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和2年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和2年度決算報告

24ページ

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和3年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和3年度事業計画 (案)

32ページ

第 4 号議案 令和 3 年度収支予算 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和3年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和3年度収支予算(案)

34ページ

第5号議案 定款変更について

(提案理由)

定款第60条に基づき、定款を変更したので、御承認願いたい。

(提案内容)

定款新旧対照表

36ページ

令和2年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

I 組織体制

1 会員の状況 1, 314人 (令和3年3月31日現在)

(内訳)

・岩国市	132人	・柳井広域	79人	・周防大島	31人
・周南市	114人	・下松市	80人	・光市	35人
・防府市	125人	・山口市	114人	・宇部市	129人
・山陽小野田市	57人	・美祢市	46人	・下関市	263人
・長門地域	48人	・萩広域	61人		

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

令和2年度会員数 1, 314人 (令和3年3月31日現在)

(内訳)

令和2年度新規入会者数 102人

令和元年度からの継続会員数 1, 212人 (令和元年度会員数 1, 493人)

II 研修に関する事業

1 ケアマネジメント研究大会の開催 (オンライン研修 ZOOM)

期 日 令和2年12月 5日 (土)

場 所 山口県社会福祉会館 大ホール他

参加者 136名 (オンライン107名、会場29名)

内 容

基調講演

「実践に生きるスーパービジョンの在り方」

～ 理論と手法を整理し、理解を深める ～

講師 久留米大学 文学部社会福祉学科 教授 片岡靖子

研究発表

・介護支援専門員の業務実態と社会的意義について

クローバーハウス尾津 三井 栄三

・下松市における事例検討会の在り方

～下松市介護支援専門員協会の取り組みを通して～

下松市介護支援専門員協会 福井 治枝

・過疎・高齢化が進む限界集落において介護支援専門員ができるケアマネジメント

宇部市介護支援専門員協議会 近藤 隆司

・地域包括ケアシステム構築における介護支援専門員と薬剤師の連携の課題

宇部市介護支援専門員協議会 赤崎 敦子

座 長 (一社) 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦

助言者 久留米大学 文学部社会福祉学科 教授 片岡靖子

2 令和2年度介護支援専門員実務研修の開催 (実務経験なし・再研修冬期同時開催)

期 日 令和2年12月24日 (木) ～令和3年3月10日 (水)

場 所 講義：動画配信 演習：山口県セミナーパーク社会福祉研修室

参加者 実務研修 108人 (修了者：107人)

実務なし・再研修：11人 修了者12人 (内振替1人)

内 容 動画配信① (12月24日 (木) から1月12日 (火))

集合演習① (A：1月13日 (水)、B：1月14日 (木))

講義のみ 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」

「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」
「ケアマネジメントに係る法令等の理解」
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
講義・演習「ケアマネジメントのプロセス」
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠
講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一
講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太
講義・演習「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」
「利用者多くの種類の専門職等への説明及び合意」
講師 特別養護老人ホーム はまゆう苑 課長 松谷法史

動画配信②（1月15日（金）から1月21日（木））

講義のみ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太
講義のみ 「実習オリエンテーション」
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠

動画配信③（1月22日（金）から2月3日（水））

集合演習②（A：2月4日（木）、B：2月5日（金））

講義・演習「①受付及び相談並びに契約」
「②アセスメント及びニーズの把握の方法」
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
講義・演習「③居宅サービス計画等の作成」
講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠
講義・演習「④サービス担当者会議の意義及び進め方」
講師 下松市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 管理者 山本亜紀
講義・演習「⑤モニタリング及び評価」
講師 居宅介護支援事業所あさ紫苑 管理者 堀田慎一郎

動画配信④（2月5日（金）から2月13日（土））

集合演習③（A：2月14日（日）、B：2月16日（火））

講義 「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」
「②脳血管疾患に関する事例」
講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子
講義・演習「③認知症に関する事例」
講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子
講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」
講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子

動画配信⑤（2月17日（水）から2月23日（火））

集合演習④（A：2月24日（水）、B：2月25日（木））

講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」
講師 山口県民共済生活協同組合 福祉事務局課長 杉原須美江
講義・演習「⑥看取りに関する事例」
講師 ケアパートナーいろは 代表社員 中山京子
講義・演習「研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り」
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

講義のみ「介護支援専門員資格登録等について」

講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主任 小野泰誠

集合研修⑤ (A:3月3日(水)、B:3月4日(木))

集合研修⑥ (A:3月9日(火)、B:3月10日(水))

講義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習(実習置き換え学習①)」

「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習(実習置き換え学習②)」

「実習振返り」

講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

3 令和2年度介護支援専門員更新研修(実務経験なし)・再研修 秋期開催

期 日 令和2年9月1日(金)～令和2年11月14日(月)

場 所 山口県セミナーパーク社会福祉研修室、大研修室・社会福祉会館大ホール

参加者 176人 辞退者4人(修了者:171人・冬期振替1人)

内 容 動画配信①(9月1日(火)から9月20日(日))

集合演習①(A:9月21日(月祝)、B:9月22日(火祝)、C:9月25日(金))

講義のみ 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」

「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」

「ケアマネジメントに係る法令等の理解」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」

講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一

講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」

講義のみ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」

「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」

講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

講義・演習「ケアマネジメントの展開①基礎理解」

「②脳血管疾患に関する事例」

講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子

動画配信②(10月1日(木)から10月10日(土))

集合演習②(A:10月13日(火)、B:10月15日(木)、C:10月16日(金))

講義・演習「③認知症に関する事例」

講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子

講義・演習「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」

講師 松井介護支援事務所 管理者 松井康博

講義・演習「⑤内臓の機能不全に関する事例」

講師 山口県民共済生活協同組合 福祉事務局課長 杉原須美江

動画配信③(10月26日(月)から11月4日(水))

集合演習③(A:11月12日(木)、B:11月13日(金)、C:11月14日(土))

講義のみ 「介護支援専門員資格登録等について」

講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主任 小野泰誠

講義・演習「⑥看取りに関する事例」

講師 ケアパートナーいろは 代表社員 中山京子

講義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」

講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

<研修打合せ会議>

実務研修に係る web 打合せ会議

【第1回】期日 令和2年10月16日(金) 出席者 6人

【第2回】期日 令和2年11月16日(月) 出席者 4人

○オンライン研修 ZOOM の開催

4 研究の進め方研修会の開催

期 日 令和2年 7月23日(木祝)
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参 加 者 20人
講 師 山口大学大学院医学系研究科 教授 山根俊恵

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の書き方研修会の開催

期 日 令和2年 9月15日(火)
参 加 者 64人
講 師 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦

6 介護福祉施設の災害リスクマネジメント研修会の開催

期 日 令和2年11月13日(金)
参 加 者 26人
講 師 びわこ学院大学 教育福祉学部長 教授
株式会社福祉リスクマネジメント研究所所長 烏野猛

7 「With コロナ時代のストレスケア」研修会の開催

期 日 令和2年12月 9日(水)
参 加 者 27人
講 師 鳥取大学大学院医学系研究科 臨床心理学専攻 准教授 竹田伸也

8 スーパーバイザー養成研修の開催

期 日 令和3年2月13日(土)
参 加 者 28人
講 師 一般社団法人 福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院
地域医療連携室 課長(医療ソーシャルワーカー) 梅田真嗣

○動画配信研修の開催

9 「8050問題に直面した時、介護支援専門員ができる支援」の開催

配信期間 令和3年1月29日(金)から2月4日(木)
参 加 者 55人
講 師 県立広島大学 保健福祉学部 人間福祉学科 教授 金子努

10 「安心して「ケアプラン点検」を受けるために」の開催

配信期間 令和3年2月8日(月)から2月14日(日)
参 加 者 99人
講 師 (一社)山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本誠

11 「効果的なケアプラン点検でケアマネ支援を行うために」の開催

配信期間 令和3年2月8日(月)から2月14日(日)
参 加 者 69人
講 師 (一社)山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本誠

12 弁護士に学ぶ、苦情・クレーム対応研修会の開催(動画配信研修)

配信期間 令和3年3月1日(月)から3月7日(日)
参 加 者 62人
講 師 いたむら法律事務所 代表弁護士 板村憲作

○主任介護支援専門員更新研修受講要件研修（動画受講又は会場受講）

- 13 「地域包括ケア構築と主任介護支援専門員に期待される役割と機能」研修会
配信期間 令和2年9月1日（火）から9月7日（月）
会場参加 令和2年9月14日（月） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 312人（動画受講275人、会場受講37人）
講師 県立広島大学 保健福祉学部 人間福祉学科 教授 金子努
- 14 「スーパービジョンの実際と地域包括ケア推進への取り組み」研修会
配信期間 令和2年9月15日（火）から9月21日（月）
会場参加 令和2年9月26日（土） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 264人（動画受講238人、会場受講26人）
講師 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦
- 15 「次期制度改正を見据えた主任介護支援専門員の役割」研修会
配信期間 令和2年9月25日（金）から10月1日（木）
会場参加 令和2年10月17日（土） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 324人（動画受講295人、会場受講29人）
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一
- 16 「認知症の「人の気持ち」「家族の気持ち」を理解する」研修会
配信期間 令和2年10月5日（月）から10月11日（日）
会場参加 令和2年10月20日（火） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 376人（動画受講341人、会場受講35人）
講師 医療法人水の木会 下関病院 精神科医 中山寛人
- 17 「認知症利用者の生活に“意味のある作業”を取り入れる」研修会
配信期間 令和2年10月10日（土）から10月16日（金）
会場参加 令和2年10月24日（土） 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 283人（動画受講257人、会場受講26人）
講師 介護老人保健施設 あやめの里 作業療法士 都甲幹太

III 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催

【第1回】

期 日 令和2年6月19日（金）
場 所 山口県社会福祉会館 3階 第1会議室
出席者 委員：8名 オブザーバー：3名
協議事項 向上委員会委員交代について
新型コロナウイルス感染症に伴う介護支援専門員研修開催について
研修を実施できない場合の取扱いについて
修了評価の方法について（研修記録シート、ミニテストについて）
令和元年度実務研修、実務なし・再研修（冬季）の修了評価について
主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

【第2回】（WEB会議）

期 日 令和2年10月9日（金）
出席者 委員：8名 オブザーバー：3名
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について
コロナ禍での気づき、受講者からの意見等
コロナ対応を踏まえた研修会の実施方針等
令和2年度実務研修の進め方について
研修講師について

コロナウイルス感染症に伴う振替対応について

【第3回】(WEB会議)

- 期 日 令和3年2月26日(金)
出席者 委員：7名 オブザーバー：3名 事務局：3名
協議事項 令和2年度介護支援専門員研修について
コロナ禍での気づき、受講者からの意見等
令和3年度介護支援専門員研修の進め方について
研修オンライン化に向けての検討
介護支援専門員の受験しやすい環境整備について

ケアプラン点検事業(山口市)

- 点検実施期間 令和2年11月から令和3年2月末まで
点検件数 6事業所12件
点検者 6人

IV 調査・研究に関する事業

1 研究のための環境整備

- (1) 調査指導者の登録制度の確立。平成29年度より県協会において研究指導者の登録制度を設け、研究指導者は、山口県ケアマネジメント研究大会研究発表者の研究にかかる技術的支援と、抄録、発表原稿作成から研究終了までの指導を行う。
- (2) 令和2年度の研究大会研究発表に伴う倫理審査。
- (3) 研究計画書が作成できることを目的とした研修企画の検討(研究目的や背景、目的を達成するための研究方法の選択)

2 調査研究部としての研究計画の取組み

V 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。(会員外でも閲覧が可能)
<https://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行
第1号 令和2年8月31日発行
第2号 令和3年4月1日発行
- 3 メールマガジンの配信
- 4 スマートフォンアプリの運用(廃止)

VI 関係機関・団体との協働連携

- 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。
 - (1) 山口県介護保険関係団体連絡協議会 役員会・総会
(令和2年5月8日(水)) 事務局 長
 - (2) 山口県社会福祉協議会評議員会
(令和2年5月23日～令和3年会計年度にかかる定時評議委員会の終結時まで)
佐々木啓太会長
 - (3) 山口県介護保険研究大会 実行委員会
(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 森永幸宏理事
 - (4) 山口県医療審議会
(令和2年10月1日～令和4年9月30日) 弘中和恵氏
 - (5) 福祉サービス等調整計画検討委員会
(令和2年4月1日～令和5年3月31日) 橘康彦副会長
 - (6) 山口県高齢者保健福祉推進会議
(令和2年7月1日～令和6年6月30日) 佐々木啓太会長
 - (7) 山口県地域包括定着支援センター協議会理事

- (書面決議報告あり)
- (8) 福祉研修センター運営委員会
(令和2年1月20日～令和4年1月19日) 佐々木啓太会長
橘康彦副会長
- (9) 山口市すこやか長寿対策審議会
(令和2年8月～令和4年3月31日) 橘康彦副会長
- (10) 令和2年度第2回介護労働懇談会
(令和2年11月25日(水)) 事務局 長
- (11) 郡市介護保険担当理事・ケアマネ・訪問看護師
との合同協議会 佐々木啓太会長
(令和2年11月26日(木))

2 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加

- (1) 会議、研修会への参加
第1回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会
(令和2年8月17日(木)) 橘康彦副会長

3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加 (WEB 会議)

- (1) 日本介護支援専門員協会会議への参加
- 【第12回社員総会】 令和2年6月27日(土) 橘康彦副会長
(中国ブロック選出理事)
- 【理事会】 第1回 令和2年5月29日(金)
第2回 令和2年9月10日(金)
第3回 令和3年1月8日(金)
第4回 令和3年3月5日(金) 橘康彦副会長
(中国ブロック選出理事)
- 【都道府県支部長会議】
第1回 令和2年10月8日(木) 橘康彦副会長
(中国ブロック選出理事)
第2回 令和3年2月12日(金) 佐々木啓太会長(支部長)
- 【生涯学習委員会】
第1回 令和2年7月28日(火) 佐々木啓太会長(委員)
第2回 令和2年9月10日(木)
第3回 令和3年1月19日(火)
第4回 令和3年2月2日(火)
- 【地域包括支援センター一部会】
第1回 令和2年8月19日(水) 佐々木啓太会長(部会長)
第2回 令和2年2月23日(火・祝)
- 【3訂／介護支援専門員研修テキスト作成事業編集委員会】
第2回 令和2年10月10日(土) 佐々木啓太会長(委員)
第3回 令和2年10月19日(月)
第4回 令和2年10月27日(火)
第5回 令和2年12月6日(日)

4 中国ブロック会議への参加 (WEB 会議)

- 第1回 令和2年5月21日(水)
第2回 令和2年9月24日(木)
第3回 令和2年10月22日(木)
- 出席者 5名(橘康彦(ブロック理事)、佐々木会長、松谷副会長、岩神副会長、山本誠理事)

5 全国大会実行委員会 (WEB 会議)

- 第3回 令和2年11月9日(月) 第4回 令和2年12月7日(月)
第5回 令和2年12月28日(月) 第6回 令和3年2月12日(金)

第7回 令和3年 3月 2日(火) 第8回 令和3年 3月22日(月)
出席者 5名(橘康彦(実行委員長)、佐々木会長、松谷副会長、岩神副会長、山本誠理事)

- 5 他団体主催の各種研修会等にて、開催及び後援をした。
(1)「日本口腔看護研究会 第4回山口地区セミナー」に後援
(日本口腔看護研究会(JAON)山口支部)

VII 会の運営

1 代議員総会の開催

期 日 令和2年5月23日(土)(書面決議)
出席者 63人(うち委任状出席19人)
内 容 令和元年度事業報告について
令和元年度収支決算について
理事及び監事の選任について
令和2年度事業計画
令和2年度収支予算について
・全国大会収支予算

2 理事会の開催

【第1回】

期 日 令和2年5月11日(書面決議)
内 容 令和2年度事業報告について
令和2年度収支決算について
令和2年度事業計画(案)について
令和2年度収支予算(案)について
・全国大会収支予算
令和2年度役員体制・各専門部会の構成について

【第2回】 登記用臨時開催

期 日 令和2年5月23日(土)(書面決議)
内 容 代表理事1名選定について

【第3回】

期 日 令和2年6月28日(日)(WEB会議)
出席者 20人
内 容 令和2年度の活動の方向性について
各部会の活動について
ケアマネジメント研究大会について
新型コロナウイルス感染症に伴う研修開催について

【第4回】

期 日 令和2年10月31日(土)(WEB会議)
出席者 22人
内 容 各部の活動状況について
ケアマネジメント研究大会の参加者数、協力体制等について
永年表彰者の承認について
全国大会について

【第5回】

期 日 令和3年3月13日(土)(WEB会議)
出席者 25人
内 容 各部会の活動状況、次年度計画について
令和3年度事業計画・予算案について
全国大会について
次年度の各会議日程について

4 常任理事会の開催（WEB 会議）

【第1回】

期 日 令和2年4月22日（水）
出席者 8人
内 容 令和元年度事業報告について
令和元年度収支決算について
令和2年度事業計画（案）、収支予算（案）について
令和2年度役員体制・各専門部会の構成について
ケアマネジメント研究大会、全国大会について

【第2回】

期 日 令和2年5月15日（金）
出席者 8人
内 容 令和2年度の事業について
令和2年度役員体制・各専門部会の構成について
サイボウズ、スマホアプリの廃止について
雇用調整助成金の申請について

【第3回】

期 日 令和2年10月9日（金）
出席者 7人
内 容 各部の活動状況について
ケアマネジメント研究大会の参加者数、協力体制について
永年表彰者について
全国大会について

【第4回】

期 日 令和3年1月20日（水）
出席者 7人
内 容 各部の活動状況について
地域協議会への zoom アカウントの貸出について
全国大会について
・分科会のテーマについて
・永年表彰について

5 部会の開催（WEB 会議）

（1）組織総務部会の開催

【第1回】

期 日 令和2年6月23日（火）
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑
出席者 8人
内 容 部員紹介
令和2年度研究大会の開催について
災害マニュアルについて

【第2回】

期 日 令和2年8月4日（火）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出席者 8人
内 容 ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

期 日 令和2年8月19日（水）
出席者 8人
内 容 実施スケジュールについて

【第4回】

期 日 令和2年10月6日（火）

出席者 9人
内 容 ケアマネジメント研究大会の参加者数、協力体制等について
永年表彰者について

(2) 広報事業部会の開催

【第1回】

期 日 令和2年8月1日(土)
出席者 6人
内 容 今年度 広報事業部の活動について
令和2年度第1回広報誌の発行について

【第2回】

期 日 令和3年2月6日(土)
出席者 7人
内 容 広報誌の発行について
・発行までのスケジュール等
・原稿、広告等について
全国大会に向けての広報活動について
広告依頼先の減少に伴う拡充について

(3) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 令和2年6月4日(土)
出席者 6人
内 容 部員紹介
令和2年度研究の進め方研修会について
研究大会における倫理審査規定、研究発表スケジュールについて
研究計画審査研究倫理チェック研修会の開催について

【第2回】

期 日 令和2年9月14日(月) 書面決議
内 容 調査研究部としての研究について

【第3回】

期 日 令和2年12月5日(土)
出席者 7人
内 容 倫理審査の進め方について
倫理審査について
調査研究部の研究計画書について

【第4回】

期 日 令和3年3月7日(日)
出席者 6人
内 容 調査研究部の研究について
下関市の倫理審査について
次年度の研究スケジュールの提示について(仮)

【第5回】

期 日 令和3年3月21日(土)
出席者 4人
内 容 萩市の倫理審査について

【研究に係る指導】

期 日 令和2年11月26日(木)
場 所 宇部フロンティア大学
出席者 2名(上野部長、赤川理事)

(4) 公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 令和2年7月29日(水)
出席者 6人
内 容 令和2年度ケアプラン点検事業の委託(実施)について

【第2回】

期 日 令和元年10月31日(土)
出席者 6人
内 容 令和3年度事業委託に向けての体制整備について

【第3回】

期 日 令和3年1月8日(金)
出席者 4人
内 容 点検者の確保について
アドバイザー養成研修について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 令和2年6月26日(金)
出席者 8人
内 容 今年度の研修内容の見直し
これからの研修体制について
その他(今後の部会開催など)

【第2回】

期 日 令和2年10月22日(木)
出席者 7人
内 容 次年度研修企画(テーマ、講師)について
各研修の進捗状況について

【第3回】

期 日 令和3年1月26日(火)
出席者 9人
内 容 次年度研修企画(テーマ、講師)について
各研修の進捗状況について

5 各地域代表者会議の開催 (WEB 会議)

【第1回】

期 日 令和3年1月24日(日)
出席者 21人
議 案 地域協議会への zoom アカウムの貸出について
永年表彰について
全国大会について
意見交換
・会員数、入会者に係る入会手続き等のご案内について

第2号議案

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
令和2年度 収支計算書

1 収 入 総 額 47,994,290 円
 1 支 出 総 額 23,930,766 円
 1 収 支 差 引 残 高 24,063,524 円(次年度への繰越)

自 令和 2年4月 1日
 至 令和 3年3月31日
 (単位:円)

収入の部

勘 定 科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
会費収入	4,700,000	4,392,000	△ 308,000	
正会員	4,200,000	3,942,000	△ 258,000	@3,000×1,314人
賛助会費	500,000	450,000	△ 50,000	@50,000×9企業
受託金収入	1,420,000	1,270,000	△ 150,000	
受託金収入	1,420,000	1,270,000	△ 150,000	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務1,270,000円
助成金収入	894,000	799,180	△ 94,820	
助成金収入	894,000	799,180	△ 94,820	令和元年度会員名簿管理手数料329,600円 令和元年度会員支部交付金(後期分)15,300円 令和2年度会員支部交付金(前期分)375,000円 中国ブロック会議に係る助成金79,280円
寄付金収入	15,000	3,790	△ 11,210	
寄付金収入	15,000	3,790	△ 11,210	組織総務部広報活動費3,790円
事業収入	19,838,000	18,054,326	△ 1,783,674	
参加費収入	16,297,000	17,582,052	1,285,052	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	2,941,000	308,554	△ 2,632,446	ケアプラン点検事業費
広告収入	200,000	114,840	△ 85,160	広告掲載料
手数料収入	400,000	48,880	△ 351,120	日本協会テキスト販売手数料
雑収入	1,000	2,902,849	2,901,849	
雑収入	1,000	2,902,849	2,901,849	持続化給付金、雇用調整助成金
当期収入合計(A)	26,868,000	27,422,145	554,145	
前年度繰越金収入	20,572,000	20,572,145	145	
収入合計(B)	47,440,000	47,994,290	554,290	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
事務費	10,230,000	9,157,539	△ 1,072,461	
会議費(事務)	1,200,000	740,120	△ 459,880	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	500,000	78,490	△ 421,510	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	5,950,000	6,099,347	149,347	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	140,000	23,553	△ 116,447	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	220,000	174,640	△ 45,360	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	575,000	563,880	△ 11,120	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	345,000	279,565	△ 65,435	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	430,000	435,251	5,251	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80,000	71,600	△ 8,400	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45,000	45,000	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360,000	320,000	△ 40,000	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	335,000	302,718	△ 32,282	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50,000	23,375	△ 26,625	記念品・交際費等
事業費	16,095,000	11,773,227	△ 4,321,773	
事業広報費	240,000	240,383	383	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	5,410,000	2,841,926	△ 2,568,074	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費
事業旅費	195,000	227,960	32,960	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	5,895,000	6,042,751	147,751	事業に係る人件費
事業消耗品費	520,000	298,341	△ 221,659	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	1,055,000	338,969	△ 716,031	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	780,000	689,334	△ 90,666	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	70,000	55,759	△ 14,241	昼食代
事業賃借料	1,085,000	487,649	△ 597,351	研修会場代等
事業図書費	50,000	48,603	△ 1,397	書籍購入
事業雑費	105,000	7,492	△ 97,508	諸費
業務委託費	160,000	149,160	△ 10,840	法定研修受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	330,000	344,900	14,900	各地域協議会活動助成費(名簿管理手数料)
全国大会運営費(特別会計支出)	3,215,000	3,000,000	△ 215,000	全国大会に係る準備経費(印刷製本費、通信運搬費等)
予備費	5,000	0	△ 5,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	29,545,000	23,930,766	△ 5,614,234	
当期収支差額(A-C)	△ 2,677,000	3,491,379	6,168,379	
次期繰越差額(B-C)	17,895,000	24,063,524	6,168,524	

一般社団法人山口県介護支援専門員協会

貸借対照表

令和3年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	12,861,039	全国大会引当金	3,000,000
定期預金	10,000,000	未払金	
全国大会引当預金	3,000,000	・リコージャパン： カウンター料、消耗品	51,127
未収金		・日本郵便料金後納： 3月分発送代	13,664
・山口県長寿社会課： 介護支援専門員研修向 上委員会運営事業受託 金	1,270,000	・ソフトバンクモバイル： 3月分通信費	2,724
		未払金合計	67,515
		(純財産) 繰越金	24,063,524
未収金合計	1,270,000		
計	27,131,039	計	27,131,039

財産目録

令和2年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	12,861,039	全国大会引当金	3,000,000
定期預金	10,000,000	未払金	67,515
山口銀行 県庁内支店 No5023901			
全国大会引当預金	3,000,000		
未収金	1,270,000		
資産合計	27,131,039	負債合計	3,067,515
差引正味財産			24,063,524

第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会全国大会 in 山口
 仮払経費計算書（事業費一覧）

令和3年3月31日 現在

収入の部

(単位：円)

科 目		補正後 予算額	執行状況	摘 要
大区分	中区分			
その他収入	1雑収入	0	5	預金利息
収入合計		0	5	

支出の部

科 目		補正後 予算額	執行状況	摘 要
大区分	中区分			
事業費支出	1 諸謝金	910,000	0	講師、司会者、アトラクション謝金
		790,000	0	講師、司会者、アトラクション旅費、宿泊費
	2 役員日当旅費	768,000	210,850	実行委員日当・旅費、宿泊費
	3 消耗品費	762,500	0	看板、事務用品等
	4 印刷製本費	4,032,000	1,361,167	大会要綱、大会資料印刷代等
	5 通信運搬費	1,410,500	221,800	HP、電話代、郵送代等
	6 会議費	562,000	0	実行委員会湯茶代、講師、委員昼食代
	7 賃借料	1,777,600	0	全大会会場代、機材賃借料、分科会場、運営委員会議室等
	8 業務委託費	4,625,000	0	旅行会社、オンライン配信料、ネットワーク保守料
	9 雑費	312,400	2,640	花代、その他（手数料等）
支出合計		15,950,000	1,796,457	
収支差額		15,950,000	△ 1,796,452	

全国大会引当金繰入額 3,000,000

仮払等収支差額 △ 1,796,452

預金残高 1,203,548

令和3年3月31日現在

残高証明書

一般社団法人山口県介護支援専門員協会

753-0072
山口県 山口市 大手町 9-6

令和 03年 04月 01日

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
様



株式会社 山口銀行 事務センター
〒752-0957 下関市長府印内町10-3

*24000080 01330 210401 RYBI150D5Z-Y1-0 B
0044 0004811 00240 005070 001/001 005070 005077

K1

残高証明書 ACCOUNT BALANCE CERTIFICATE

(全口座 (口座別))

令和 03年 03月 31日現在の貴方ご名義下記勘定残高について
相違ないことを証明いたします。

THIS IS TO CERTIFY THAT THE BALANCE OF YOUR ACCOUNT(S)
WITH The Yamaguchi Bank, Ltd. SHOW(S) THE AMOUNT(S)
INDICATED BELOW.

株式会社 山口銀行
The Yamaguchi Bank, Ltd.



お取引店 県庁内 支店
電話 083(922)2259

勘定 ACCOUNT	口座番号 ACCOUNT NO.	残高 BALANCE				(内決済未確認証券類) (BILLS OR CHECKS FOR COLLECTION)				備考 REMARKS
普通預金	5023901			¥12861039						¥0
定期預金	5023901			¥10000000						¥0
以下余白										

- ① 「指定口座」の表示がある場合は、貴方様よりご依頼のありました特定の口座のみについて証明しています。
- ② この証明書の金額は訂正いたしません。
- ③ 金額は、証明日現在の元帳最終残高を表わし決済未確認の証券類を含んでいることがあります。この場合はその金額を「(内決済未確認証券類)」に表示します。
- ④ 「当座貸越 (総合口座)」には、約定返済のないカードローンのご利用額も含まれます。
- ⑤ 口座番号欄は、口座指定のご依頼の場合のみ表示します。

照会結果

< 前月末残高 >

2021年 4月15日 11:56:33

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 様
(契約者番号 1950206328)

1枚目 / 1枚中

2021年3月31日 の残高は下記の通りです。(操作日時:2021年4月15日 11:56)
(定期・通知は表示されません)

取引店	科目	口座番号	口座名	残高(円)
県庁内支店	普通	5033960	一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 (全国大会)	1,203,548


上記1口座の金額合計(円)	1,203,548
---------------	-----------


当月初から操作日まで新規開設された預金口座であっても残高は0円と表示されております。

監査報告書

令和3年4月23日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会
会長 佐々木啓太様

監事 二井隆 

監事 服部恭弥 

私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

令和3年度 山口県介護支援専門員協会 事業計画（案）

【事業方針】

令和3年の介護保険法改正を受け、我々介護支援専門員は、2040年に向けた支援のあり方を考えていくことが求められています。

現役世代の急減による社会構造自体が変化することで、今後ますます業務の簡素化や標準化、生産性の向上が求められてきます。また、地域包括ケアシステムについても、新たなステージで介護予防や地域づくりをさらに強化していかなければなりません。

そのような中、やはり我々介護支援専門員が忘れてはならないのは、利用者やその家族、その他関係間と真摯に向き合い、エンパワメントを目標とするプロセスの相互作用で支援していく実践力と、援助の方向性を見出すためのアセスメント面接を行える臨床力を高めることではないでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染拡大や地震、ゲリラ豪雨に見られる予期せぬ事態が起きるということについても、常日頃からの危機予測や緊急時対応が求められています。

そこで、次年度は新たな時代対応できる力量を高めるべく組織力を強化すること、対人援助職としての臨床力向上、そして予期せぬ事態へも対応できる力をつけるという3つの方向性を柱に、以下5つの重点目標を掲げ、活動していきます。

1. 職能としての組織力強化・地域協（議）会、日本協会との連携強化
2. 感染症対応や災害への備えが行える組織力強化
3. オンラインや感染対策を講じた新たな研修体制の構築
4. 情報伝達力強化、会員間ネットワークの強化
5. 第15回日本介護支援専門員協会全国大会 in 山口の成功

この5つの重点目標を実現していくため、事業計画に定める活動を着実に進め、介護支援専門員の社会的地位が少しでも向上し、社会的に認められる介護支援専門員となれるよう会員の皆様と共に活動してまいります。

【事業計画】

1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- 本会と県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備
→理事会、地域代表者会議の開催
- 会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化
→会員数1500人を目指し、会員増員を図る
→地域協会への情報提供、アンケート等の協力体制構築、協働した活動の実施
- 行政や議員との意見交換・情報交換を通じて、介護支援専門員に関する政策提言実施
- 第15回日本介護支援専門員協会全国大会 in 山口の準備、開催
→日本協会との連携、地域協（議）会との協力、中国5県合同による実行委員会による開催準備
- 県内各関係団体との連携、団体・委員会等への役員派遣
- 災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備

2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催
→引き続き、ウェブを活用した研修の実施
- ・法定研修及び主任更新要件研修の開催
- ・法定研修のオンライン化に向けた検討
- ・他の法定研修の指定に向けた体制整備

3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページの効果的運用
- ・メールマガジンの運用
- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動

4. 公益活動（公益事業部）

- ・ケアプラン点検事業の実施
- ・アンケート等による会員からの意見集約および整理
- ・その他、公益事業の検討

5. 研究事業（調査研究部会）

- ・会員が研究に取り組みやすくなるための環境整備
→研究のための研修企画
（研究目的や背景、研究目的を達成するための研究方法の選択など）
→倫理審査規定に基づく審査
→調査指導者の登録制度の確立
（山口県立大学、山口大学、宇部フロンティア大学）
- ・介護支援専門員の社会的地位の向上に向けた調査研究の実施

6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- ・広島県、島根県、岡山県、福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- ・鳥取県との連携模索
- ・日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会へしっかり伝える）。

◎ 役員会の運営・開催

1	代議員総会	年1回	4	常任理事会	年4回
2	代表者会議	年1回	5	監査	年1回
3	理事会	年5回	6	部会	各部会年3～5回程度

第4号議案

令和3年度 収支予算(案)
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,700	4,700	0	
正会員	4,200	4,200	0	@3,000×1,400人
賛助会費	500	500	0	@50,000×10企業
受託金収入	1,433	1,420	13	
受託金収入	1,433	1,420	13	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	988	894	94	
助成金収入	283	330	△ 47	令和2年度会員名簿管理手数料
	45	18	27	令和2年度会員支部交付金(後期分)
	360	426	△ 66	令和3年度会員支部交付金(前期分)
	300	120	180	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	0	15	△ 15	
寄付金収入	0	15	△ 15	組織総務部広報活動費
事業収入	15,708	19,838	△ 4,130	
参加費収入	14,598	16,297	△ 1,699	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	860	2,941	△ 2,081	ケアプラン点検事業費
広告収入	200	200	0	広告掲載料
手数料収入	50	400	△ 350	日本協会テキスト販売代等
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
全国大会特別会計支出払戻	4,000	0	4,000	
当期収入合計(A)	26,830	26,868	△ 38	
前年度繰越金収入	24,063	20,572	3,491	
収入合計(B)	50,893	47,440	3,453	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	比較増△減	摘要
事務費	10,033	10,230	△ 197	
会議費(事務)	881	1,200	△ 319	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	300	500	△ 200	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	6,201	5,950	251	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	120	140	△ 20	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	251	220	31	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	590	575	15	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	317	345	△ 28	振込手数料、残高証明書、IB・会員管理手数料
賃借料(事務)	502	430	72	複合機リース料・会場代、駐車場代
租税公課(事務)	80	80	0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	45	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360	360	0	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	336	335	1	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50	50	0	記念品・交際費等
事業費	12,822	16,095	△ 3,273	
事業広報費	248	240	8	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	3,286	5,410	△ 2,124	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	174	195	△ 21	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	6,272	5,895	377	事業に係る人件費
事業消耗品費	382	520	△ 138	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	558	1,055	△ 497	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	788	780	8	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	43	70	△ 27	昼食代
事業賃借料	539	1,085	△ 546	研修会場代等
事業図書費	50	50	0	書籍購入
事業雑費	79	105	△ 26	諸費
業務委託費	203	160	43	
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	0	330	△ 330	各地域協議会活動助成費
全国大会運営費(特別会計支出)	1,000	3,215	△ 2,215	全国大会に係る準備経費(印刷製本費、通信運搬費等)
予備費	5	5	0	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	23,860	29,545	△ 5,685	
当期収支差額(A-C)	2,970	△ 2,677	5,647	
次期繰越差額(B-C)	27,033	17,895	9,138	

定 款 (案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者

(2) 正会員

(ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

(イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

(ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

(3) 賛助会員

理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 岩国ブロック

- 区域 岩国市、玖珂郡和木町
- (2) 名称 柳井広域ブロック
区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町
- (3) 名称 周防大島ブロック
区域 大島郡周防大島町
- (4) 名称 周南ブロック
区域 周南市
- (5) 名称 下松ブロック
区域 下松市
- (6) 名称 光ブロック
区域 光市
- (7) 名称 防府ブロック
区域 防府市
- (8) 名称 山口ブロック
区域 山口市
- (9) 名称 宇部ブロック
区域 宇部市
- (10) 名称 山陽小野田ブロック
区域 山陽小野田市
- (11) 名称 美祢ブロック
区域 美祢市
- (12) 名称 下関ブロック
区域 下関市
- (13) 名称 長門地域ブロック
区域 長門市
- (14) 名称 萩広域ブロック
区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックが

ら1名の代議員を選出するものとする。

4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。た

だし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

(資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があつたとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があつたとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があつたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としては一切の権利を失い、義務を免れる。
ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

(余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任(ただし、監事に限る。)
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的方法により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事35名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長は、法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

(役員を選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。

7 役員員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。

2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。

3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
- 3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 計算

(書類及び帳簿の備付け)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

(事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

(計算書類等の備置き)

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更

(解散)

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

(清算人)

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

第11章 附則

(規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子 (設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。

2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 定款新旧 対照表

新	旧
<p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。</p> <p>2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。</p> <p>(総会の決議の省略)</p> <p>第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定数の適用については出席したものとみなす。</p> <p>2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(理事会の決議の省略)</p> <p>第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>第11章 附則</p> <p>1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。</p> <p>2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。</p> <p>2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。</p> <p>(総会の決議の省略)</p> <p>第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代理及び書面等による決議)</p> <p>第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定数の適用については出席したものとみなす。</p> <p>2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(理事会の決議の省略)</p> <p>第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>第11章 附則</p> <p>1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。</p> <p>2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。</p>

山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

圏域	名称	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1 岩国	岩国市介護支援専門員連絡協議会	グループホームいろいろの家	瀧山 貴士	木村 友和	740-1432	岩国市由宇町神東1603-3	0827-62-0294	0827-62-0295
2 柳井	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	ケアハウスゆうわ苑	川口 欽市	山本 富也	742-1352	柳井市伊保庄字近長浜1-4	0820-27-6001	0820-27-0800
3 柳井	周防大島介護支援専門員連絡協議会	居宅介護支援事業所たちばな	下野 忍	伊藤 秀将	742-2806	周防大島町大字西安下庄3920-17	0820-77-1000	0820-77-1524
4 周南	周南市介護支援専門員協会	徳山医師会地域包括支援センター	岡 美絵	藤本 真樹	745-8510	周南市東山町6番38号	0834-32-9035	0834-32-9048
5 周南	下松市介護支援専門員協会	下松市長寿社会課地域包括支援係 (下松市地域包括支援センター)	田村 智乃	福井 治枝	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6 周南	光市介護支援専門員協会	光寿苑居宅介護支援事業所	吉富 寿男	高島 晴紀	743-0075	光市室積沖田5-1	0833-79-1707	0833-48-8210
7 防府	防府介護支援専門員協会	防府東地域包括支援センター	蔵田 真也	谷山 龍	747-0011	防府市岸津2丁目24番20号	0835-27-0150	0835-27-0980
8 山口	山口市介護支援専門員協会	済生会山口地域ケアセンター やすらぎ居宅介護支援事業所	宮原 真子	安光 正之	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9 宇部	宇部市介護支援専門員協会	昭和町共生苑在宅介護支援センター	塩田 寿子	綿田 敏孝	755-0011	宇部市昭和町2-12-12	0836-31-4176	0836-31-2399
10 宇部	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	あおぞら居宅介護支援事業所	上林 昌洋	山下 聡之	756-0836	山陽小野田市須恵1-12-33	0836-81-0008	0836-81-0015
11 宇部	美祢市介護支援専門員協会	美祢市地域包括支援センター	重廣 聡子	伏谷 昇造	759-2212	美祢市大嶺町東分326-1	0837-54-0138	0837-52-1490
12 下関	下関市介護支援専門員協会	下関市社会福祉協議会下関居宅介護支援事業所	磯野 順子	河崎 圭治	751-0823	下関市貴船町3-4-1	083-232-2001	083-232-1522
13 長門	長門地域介護支援専門員連絡協議会	長門市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所しあわせ長門	馬場 順子	小林 和明	759-4101	長門市東深川1321-1 (長門市地域福祉センター内)	0837-27-0210	0837-22-4340
14 萩	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	大田 吉岡 裕介 秀明	中山 京子	758-0061	萩市大字樽2398-1	0838-24-4717	0838-24-4121

介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。